

松江地方裁判所委員会（第35回）議事概要

第1 日時

平成29年12月14日（木）午後1時30分～午後4時

第2 場所

松江地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）荒木恭司，石井幸美，井場 浩，大庭沙織，
木納敏和（委員長），杉谷健司，関口真美，
長野正夫，野島和朋，日野由紀子，本村暁宏，
安井和雅（五十音順敬称略）

（説明者）久恒民事首席書記官，岩井刑事首席書記官，草野総務課長
（事務担当者）伊東事務局長，廣澤事務局次長

第4 テーマ

松江地方裁判所の概要について

第5 議事

1 委員自己紹介

2 委員長選任

3 委員長代理指名

4 運営に関する事項の確認

(1) 本委員会は，委員長が招集し，年2回程度開催する。

(2) 本委員会の議事は，司法記者クラブ加盟社の取材を除いて公開しない。

(3) 本委員会の議事は，各委員の発言内容を要約して議事概要を作成し，裁判所ウェブサイトに掲載する。

なお，議事概要では，発言者は，委員長を除き，「委員」とのみ表記する。

(4) 本委員会の委員名簿を裁判所ウェブサイトに掲載する。

5 松江地方裁判所の概要説明

(1) 組織，管轄区域等について（草野総務課長）

(2) 民事事件の概要について（久恒民事首席書記官）

(3) 刑事事件の概要について（岩井刑事首席書記官）

6 庁舎見学

7 意見交換等

別紙のとおり

8 次回委員会のテーマ

利用しやすい裁判所について（民事訴訟及び民事調停の手続について）

9 次回開催日時

追って指定

(別紙)

協議テーマに関する意見交換等

委員長：委員の方には，裁判所から地方裁判所の概要等の説明を行い，また庁舎を見学していただいた。庁舎の設備などについて，御意見や御感想をお願いしたい。

委員：充実した施設というのが第一印象ではあるが，調停室については，裁判官と2人の調停委員に加え，当事者が手続を行う部屋としては狭い感じがして，少し息苦しさを感じた。

本日は，地方裁判所委員に庁舎を案内していただいたが，一般の方の見学については，裁判所は受け入れているのか。

説明者：調停室については，御覧いただいたものより広い調停室もあり，当事者の人数などに応じて使用する調停室を選択している。

一般の方の見学については，県内の学校，公民館を通じた町内会の集まりなど多くの方に見学にお越しいただいている。見学の目的に応じて，実際の裁判の傍聴，職員による説明，空き法廷等の見学などの見学メニューを提供している。

委員：庁舎の入口や法廷前に「安全確保のため，所持品検査等を行う場合があります。」と掲示されていた。裁判所には，加害者・被害者など様々な思いを抱える方が来庁すると思うが，昨今，世間でもいろいろなことが起きているが，セキュリティ面はどのようになっているのか。

また，裁判所の職員は，様々な個人情報を取り扱っていると思われるが，研修など内部的な取組みはどのようになっているのか。

委員長：裁判所内における危害行為防止や刑事裁判における被告人の逃走防止など，非常に重要な問題と捉え，取組みを行っているところである。

また，裁判所は，個人のプライバシーを扱っており，その情報が漏えいし，裁判所を利用される方に不利益な事態が起こるようなことは，あって

はならず、そのような事態を防ぐため、個人情報の取扱いについてルールを定め、点検・教育を行っているところである。

委員：裁判所から金属探知機による所持品検査への協力を依頼されたことがある。これは、裁判所内での安全を確保するための配慮により実施されたものと認識している。

委員：様々な部屋を見学し、テーブルの大きさや壁紙の雰囲気など、その部屋の用途に応じて工夫がなされていることが分かった。

何度か裁判傍聴をしたことがあるが、背が低いことから、傍聴席の椅子に深く腰掛けても椅子の背もたれに届かなかった。腰の悪い方が、長い裁判を傍聴する場合などには不都合があると感じたので、クッションがあればよいと思った。

委員：建替え前の旧庁舎の傍聴席と比べて、傍聴席の1個の椅子自体もゆったりと大きいものになるなど、改善が見受けられた。しかし、先ほども話に出ていたが、調停室は狭いと感じた。それと、庁舎内の案内表示に、外国人向けの表示がないことが気になった。

委員長：裁判所法において、裁判所では日本語を用いると規定されており、裁判自体は日本語で行うことになる。日本語を解さない方が手続案内のため来庁される場合は、友人や外国人をサポートする団体の方などを同行されているのが現状である。日本語を解さない方が裁判の傍聴される場面を考えると、現状の案内表示では不十分であることは御指摘のとおりだと思うので、検討していくべきところは、検討していくことになると思う。

委員：全般的に、ユニバーサルデザインが整った非常に明るい建物だと思う。庁舎の屋根については、ほど近い国宝松江城との調和のとれた色合いとなっていると感じた。

委員：3年前に、この庁舎に団体で見学に訪れたことがあるが、少年審判廷がすごく明るい暖かい感じであったことが印象に残っている。また、205

号法廷でも詳しくいろいろと説明をしていただき、参加者からも多くの質問が出ていた。

庁舎内の案内表示については、色分けがされているようであるが、説明を受けないと分からないと思われる。まず、庁舎に入った瞬間に戸惑うような印象を受けた。

委員：最近では、ソーラーシステム、それからバリアフリーが建物のキーワードになっており、この点は整備されていると感じたが、外国人向けの案内表示がない点は私も気になった。ほかの公共施設では、日本語のほかに、中国語、韓国語、英語の三言語くらいは表記されている。実際に裁判所を利用される方に外国の方が少ないということで案内表示が日本語表記のみとなっていると思うが、これから、出雲ではブラジル人の方が、松江でも中国人の方が増えるとも聞いているので、今後、必要になることもあると思われる。

委員：建物内の各階には中央に位置するエレベーターホール部分だけでなく、各階とも曲がり角にも案内表示があり、非常に分かりやすく、少し迷ったときに見やすいと感じた。受付の窓口は、ドアがガラス扉で透明であることにより閉まっても閉塞感がない印象を受けた。

委員：この庁舎は、これまでも何度か見学しており、できた頃は、位置が分かりにくい部屋があるなどの意見も出ていたが、その意見を踏まえた改善がなされていると感じている。

ただし、各階の階段付近のガラス面に記載された案内表示は、その階以外についての表示がかなり薄くて分かりにくい。これについては、以前も意見が出ていたが、本日見学してみて、光の加減によるものかもしれないが、特に1階での表示が薄すぎると感じた。

委員：他の裁判所と比べると新しい庁舎であるが、改善すべきところもあろうかと思う。この場で頂いた御意見なども踏まえて、私も一裁判所職員とし

て、いろいろと改善に努めたいと思う。

委員：本日の見学ルートにはなかったが、休憩室など職員の福利厚生のための部屋はあるのか。また、職員は昼食をどこで食べているのか。

説明者：畳敷きの厚生室が2部屋あり、休憩時間中に職員が利用することがある。なお、職員は、自席で昼食をとることが多い。

委員：執務室の自席で昼食をとると、どうしても匂いが残り、不快に感じる来庁者もいると思う。

委員長：当庁には食堂施設はないが、全国的には、職員だけでなく裁判所利用者の方も利用できる食堂のある裁判所もある。ただし、食堂があっても午前中に自身が担当した裁判の当事者の方も利用する可能性のある食堂は利用を躊躇し、自席で昼食をとる職員も多いと思われる。

委員：材質を見ればお金のかかっている建物だと思うが、職員のためにはお金がかかっていないと感じる。これからは、ストレスを感じる職場での職員とその家族への配慮が必要である。それが、職員の裁判所の利用者に対する配慮にもつながると思う。

委員長：本日は、様々な意見を頂戴し感謝申し上げます。本日の意見を、より良い裁判所の運営に生かしたい。